

令和3年4月19日

定時制の生徒及び保護者の皆さまへ

県立秦野総合高等学校長

4月20日以降の教育活動について（お知らせ）

定時制の生徒の皆さん及び保護者の皆さまには、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために日常より真摯にお取り組みいただき感謝申し上げます。

さて、この度、令和3年4月16日付けで、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、緊急事態宣言に準じた対策をとる「まん延防止等重点措置」が本県の政令指定都市（横浜市、川崎市、相模原市）に適用されたことを受け、「まん延防止等重点措置」期間にあたる4月20日（火）～5月11日（火）までの教育活動について、県教育委員会の通知により、次の通り対応していくことにいたしましたので、ご理解とご協力をお願いいたします。

〔4月20日～5月11日までの教育活動について〕

- 登校**について…自宅で検温をしてclassroomでアンケートに回答。登校時に健康観察を受けてから各教室に入室する。
- 授業**について…感染症対策を講じながら**短縮授業**を実施。（詳細は別紙のとおり）
- 部活動**について…感染防止対策を講じながら、「部活動再開のガイドライン」等に基づき実施し、**完全下校時刻は21時とする**。
- 教職員、生徒が罹患及び濃厚接触者と判明した場合**
 - ・直ちに学校における教育活動を中断し、保健所の指導に従い、濃厚接触者の特定、消毒等の作業が完了するまで、学校を臨時休業とする。
 - ・濃厚接触者と確認された場合は、必ず学校へ連絡をする。

※ 「まん延防止等重点措置」の実施期間（4月20日～5月11日）が終了した後の学習活動、部活動等につきましては、改めてご連絡いたします。

なお、この対応は、今後の本県の感染状況及び国の動向等によって変更することがあります。

問合せ先

定時制教頭 多田

電話 (0463)82-1433 (直通)